

警備業務委託契約書

愛媛県農林水産研究所 所長 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は、次の条項により契約を締結する。

(委託業務の内容)

- 第1条 甲は、愛媛県農林水産研究所花き研究指導室警備業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託する。
- 2 委託業務は、別紙愛媛県農林水産研究所花き研究指導室警備業務委託仕様書のとおりとする。

(契約期間)

- 第2条 委託期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、翌年以降において甲の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

(委託料)

- 第3条 委託料は、年額金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。
- 2 本契約により乙が業務を開始した日、または本契約が終了した日が年の途中である場合は、その年の業務委託料は、前項の金額をその年の月数で除して得た額に、その年の業務を提供した月数を乗じて得た額とする。
- また、月の途中である場合も同様とする。

(契約保証金)

- 第4条 契約保証金は、免除する。

(報告及び確認)

- 第5条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、翌月5日までに警備業務実施報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の警備業務実施報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、完了確認を行うものとする。

(委託料の支払)

- 第6条 乙は、前条第2項に定める委託業務完了の確認を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に委託料を支払うものとする。
- 3 毎月の支払額は、委託料の1/12の額とする。ただし、端数処理を第1回に行うものとする。
- 4 甲は前項の支払い期限内に委託料を支払うことができないときは、支払い期限の翌日

から起算して支払日までの日数に応じ、遅延利息を乙に支払うものとする。遅延利息の計算は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）によるものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（代理受領の禁止）

第7条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利の譲渡等）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。（権利義務の譲渡等の禁止）

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（調査等）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（甲の解除権）

第11条 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の10分の

1を違約金として乙から徴収することができる。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(事情変更による契約の変更)

第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、仕様書の条項違反あるいは故意、過失により甲又は第三者に損害を与えた場合は、対人賠償、対物賠償を合わせて1事故10億円を限度として賠償の責任を負うものとする。

3 甲は、第1項及び前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

(免責)

第15条 乙は、次の各号については、一切責任を負わないものとする。

(1) 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。

(2) 警報装置が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったため生じた一切の損害。

(3) 甲の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、本契約の締結並びに実施にあたり知り得た相手方の機密事項を、契約有効期間中であると契約終了後であるとを問わず、一切他に漏洩してはならない。

2 乙は、委託業務の実施過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(警報装置の設置等)

第17条 乙は、業務の遂行に必要な警報装置（以下、「警報装置」という。）を、この契約締結後速やかに設置しなければならない。警報装置の種類、個数、設置場所は添付図面によるものとする。

- 2 乙は、委託期間が満了した場合又はこの契約が解除された場合は、前項の警報装置を速やかに撤去するものとする。警報装置撤去に際し、乙は警報装置の取付けの必要上契約対象物件に施された孔穴、その他変更部分については、一切原状回復の義務を負わないものとする。
- 3 第1項の警報装置の所有権は、乙に属するものとする。

(費用の負担)

第18条 前条第1項の警報装置の設置に要する費用は、乙の負担とする。

- 2 警備用通信回線及び費用は、乙の負担とする。
- 3 前条第1項の警報装置の設置完了後において、甲の施設の改装等により同条の警報装置の移動又は変更の必要が生じたときは、変更日の15日前までに乙に通知するものとし、当該移動又は変更に必要な費用は、甲の負担とする。
- 4 前条第2項の警報装置の撤去に要する費用は、委託期間が満了した場合又はこの契約が第10条第1項各号の規定若しくは乙の申出により解除された場合は、乙の負担とし、甲の申出により解除された場合は、甲の負担とする。
- 5 この契約に定める警報装置作動に係る電力に要する費用及び通信回線使用に要する費用は、甲の負担とする。
- 6 警報装置の補修又は交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲の負担とする。

(甲の責務)

第19条 甲は、警報装置の取り扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報装置について故障、又は異常を発見したときは直ちに乙に通知する。

(乙の責務)

第20条 乙は、警報装置を常に円滑に運用できるよう適宜に保守点検を行うとともに、点検の都度その結果を甲に報告する。

(臨機の措置)

第21条 甲は、業務の実施上、緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の措置を採ることを求めることができる。この場合において、乙はその採った措置について、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、天災その他乙の責に帰すことができない事由により業務を続行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間業務の提供を停止し、業務提供に関する保契約上の義務を一切免れるものとする、この場合、乙は甲に対しその旨遅滞なく通知するものとする。
- 3 前2項の規定により業務の一部が停止されたとき、甲は所定の業務委託料を支払うものとする。

ただし、業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の業務委託料については、支払わないものとする。

(個人情報の保護)

第 22 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議等)

第 23 条 甲及び乙は、互いに協力し、信義を守り、証実に本契約を履行するものとし、定めのない事項については、法令その他商習慣に従うほか甲乙誠意をもって協議し決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 松山市上難波甲 3 1 1 番地
愛媛県農林水産研究所
所 長 ○○ ○○ 印

乙

印